

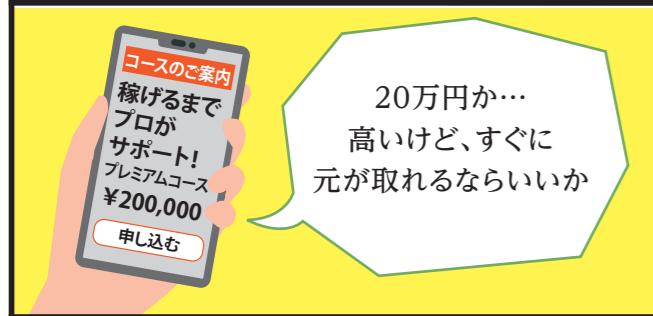


**要注意!**

# 若者に多い 消費者トラブル

春は就職や進学などで新しい生活がスタートする季節です。これを機に一人暮らしを始めるなど、これまでとは生活が大きく変わる人も多いのではないのでしょうか。新しい生活を始めたり、新しいことにチャレンジしたりするときに、「契約」が必要になる場合があります。内容をよく理解しないまま契約をしてしまうと、あとからトラブルになることがあります。安全・安心な新生活をスタートするために、契約に関する知識をしっかりと身に付けましょう。

## SNS※1をきっかけにしたトラブル

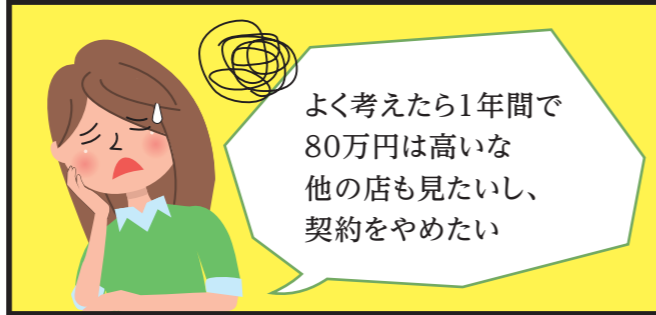
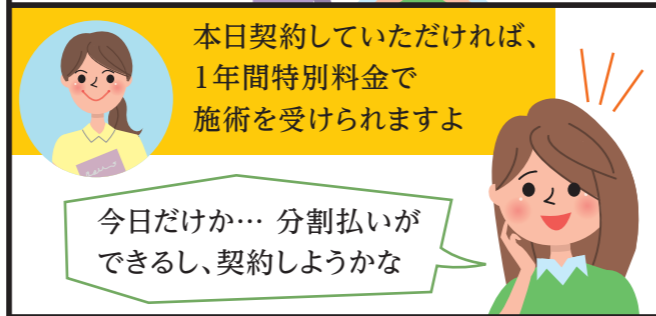


### ポイント

- ★SNSの情報をうのみにしないようにしましょう
- ★誰でも簡単に大金を得られる方法はありません。その場で契約せず、冷静になって考えましょう

※1 SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネットを通じて、登録した会員同士が交流できるサービスを指す

## 無料体験をきっかけにしたトラブル



### ポイント

- ★「無料体験」をきっかけとした高額な契約の勧誘に注意しましょう
- ★エステサービスは、クーリング・オフ※2や中途解約※3が可能な場合があります。早めに相談してください

※2 クーリング・オフ…一定の条件の場合に、定められた期間内であれば無条件で解約できる制度  
 ※3 中途解約の場合、法律で定められた解約料を支払う必要があります

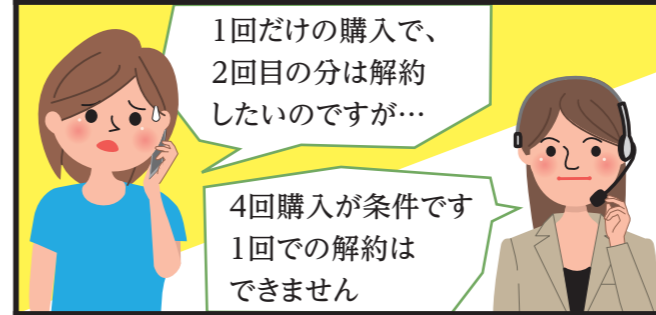
## トピック 成年年齢引き下げ

令和4年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

民法には、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合に、原則として契約を取り消せる「未成年者取消権」があります。成年年齢が引き下げられると、18歳から未成年者取消権が行使できなくなります。社会経験の少ない学生や新社会人が、知識がないまま成人になってしまうと、安易に契約して消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。



## インターネット通販のトラブル



### ポイント

- ★通信販売は、クーリング・オフはできません。解約返品については、事業者が広告に記載した条件に従うこととなります
- ★契約前に、注文の最終確認画面などで「定期購入が条件となっていないか」など契約内容を確認しましょう

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

## 契約とは

私たちの暮らしは、契約であふれています。例えば、店やインターネットで買い物をする、アパートを借りることなども契約の一種です。一度契約が成立すると、自分の都合で解消することはできず、解約には相手の同意が必要になります。契約には、責任が伴います。

## トラブルに遭わないために

契約は一方的に解消できないため、契約するときは慎重にしましょう。自分の身を守るため、次のことを心掛けましょう。

- ①うまい話はまず疑い、うのみにしない
- ②その場で契約せず、契約前に家族や知人に相談する
- ③契約前に契約内容や条件をしっかりと確認する

## 困ったときは、すぐ相談

【電話(相談専用)】

☎354-8264

【窓口】市役所1階 市民・消費生活相談室

【受付時間】

月～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:00

※市内に在住する人に限ります(匿名可)

市民・消費生活相談室 ☎ 354-8147 FAX 354-8452